

# 令和4年度版 高松市立鬼無小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月改訂

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年度いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

## 2 いじめに対する本校の基本認識

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめは決して許されないことであり、生命にかかわる重大な人権侵害となる行為である。また、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。」ことを基本認識として共有する。

## 3 いじめの防止のための基本的考え方

(1) いじめをしない、許さない雰囲気づくりに努める。

「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で共有する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成する。

人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む。

全ての児童生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることができる機会を提供する。

(4) 児童自らがいじめについて学び、取り組む。

児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(5) いじめの早期発見、早期解決のために必要な手段を講じる。

様々な手立てを講じることによって、いじめを早期に発見し、解決に向けた取組を行う。

## 4 いじめの防止のための具体的な取組

(1) いじめをしない、許さない雰囲気づくりに努める。

### ① 人権週間の取組

人権委員からの提案をもとに、学級ごとに人権に関わるめあてを作成し、互いに認め合い高め合うことの大切さを感じ取る。

### ② いじめゼロ月間の取組

11月を「いじめゼロ月間」とし、互いの人権を尊重することの大切さについて学んだことを学習発表会の場で実感できるようにする。

### ③ 道徳の日

年間4回、生活目標と関連させながら自己肯定感を育む日を「道徳の日」として位置づけ、「わたしたちの道徳」を活用して家庭との連携を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成する。

① 道徳教育の充実

道徳の時間と生活目標を関連付け、道徳の時間で高められた道徳的心情を、日常生活のなかで進んで行おうとする道徳的実践力を育てる。

② コミュニケーション能力の育成

スキルアップの時間を活用し、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を繰り返すことを通して、自分の思いを伝えたり、相手の思いを感じ取ったりする能力を高める。

③ 読書活動の推進

読書月間の取組や読書名人の認定、23が60運動等を通じて読書活動を推進し、豊かな心の醸成に努める。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む。

① 一人一人が活躍することができる活動の設定

- ・なかよしタイムにおける異学年縦割り班活動の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・「鬼無っ子家庭学習の手引き」を活用し、児童の主体性を重視した家庭学習の充実

② あいさつ運動やボランティア活動の推進

児童会が推進するあいさつ運動への参加や、勝賀中学校区全体で取り組む「勝賀ブロッククリーンデー」への参加を推奨し、その取組を全校朝会等で讃えることで、活動への意欲や自己有用感を高めることをめざす。

③ ユニバーサルデザインの授業づくり

ペア、グループ、全体へつなげる等、学習形態を工夫することにより、全ての児童が参加できる、活躍できる授業づくりを推進することで、児童の主体性や自己有用感を高める。

(4) 児童自らがいじめについて学び、取り組む。

① 児童会を中心とした取組

「いじめゼロ子どもサミット」の参加者による報告会の開催や、「強めよう絆月間」の取組等、児童会が中心になって全校生に働きかけることによって、主体的にいじめについて学ぼうとする意欲を高める。

② 学習発表会（人権集会）の取組

各学年ごとに人権について学んだことを発表する機会をもつことによって、発表に向けた学びがより主体的なものになるようにする。

③ 人権委員の活動

3年生以上の学級代表が人権委員になることによって、主体的に全校生の人権意識を高めるための取組を行えるようにする。

(5) いじめの早期発見、早期解決のために必要な手段を講じる。

① 教師の日常的な観察

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことによって、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

② 情報の共有

気になる児童がいる場合には、学年団や生徒指導担当に伝えたり、職員会議の場で全職員に伝えたりすることによって情報を共有し、常に複数の目で当該児童を見守る。

③ 「学校生活に関するアンケート」の実施

年間3回「学校生活に関するアンケート」の実施後、個人面談を行うことによって児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。

5 いじめ発生時の取組

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ問題が発生した場合、速やかにいじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。いじめ防止対策委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任、スクールカウンセラー

(2) いじめ発生時の対応

- ① 学級担任だけで抱え込むことがないように、校長以下全ての教員がチームとして問題の早期解決をめざして取り組む。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実関係を詳細に把握する。
- ③ いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童には毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷をケアするために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① いじめ問題が発生した場合、家庭との連絡をいつも以上に密にし、学校側の情報や取組について伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題を解決することのないようにする。
- ② 学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、いじめ問題の相談窓口等の利用を検討する。
- ③ 状況に応じて、高松市教育委員会・香川県教育委員会・高松市こども女性相談室・香川県子ども女性センター・高松北警察署・高松法務局等の関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けて取り組む。